

輸入よりも輸出で効果が高い日本の EPA ～日本からタイ向け輸出は中国からよりも関税削減で有利～

高橋 俊樹 *Toshiki Takahashi*
(一財) 国際貿易投資研究所 研究主幹

要約

- ・ 日本の ASEAN との EPA (経済連携協定) の関税削減効果 (FTA 効果) を計測すると、「インドネシア・タイの日本からの輸入における FTA 効果 (日本から見れば輸出の効果)」は、逆の貿易の流れである「日本のインドネシア・タイからの輸入の FTA 効果」よりもかなり高い。
- ・ 「ASEAN 中国 FTA (ACFTA) の関税削減効果 (ACFTA 効果)」は、「日本のインドネシア・タイからの輸入の FTA 効果」よりも倍以上も高いし、「日本の中国からの輸入における GSP の効果」よりもさらに高い効果を示す。
- ・ ところが、「インドネシアの日本から輸入の FTA 効果 (日本から見ればインドネシアへの輸出の FTA 効果)」は、「ACFTA 効果」と同じ大きさであるし、「タイの日本から輸入の FTA 効果」はむしろ「ACFTA 効果」を上回っている。つまり、「インドネシア・タイが日本から輸入する場合の FTA 効果」は、「ACFTA 効果」と同等かそれ以上の大きさを持っている。
- ・ 「日本の輸出における FTA 効果」が高いにもかかわらず、日本企業の EPA の利用率はむしろ「日本が輸入側である場合」の方が「日本が輸出側である場合」よりも高い。これは、日本が輸出側である場合は直接の FTA 効果は輸入相手企業に属することになるが、日本が輸入側であ

れば EPA の関税削減効果は日本企業のメリットに結び付くためである。

- ・ しながら、日本の親企業の海外子会社への輸出（親子間貿易）が総輸出に占める割合は半分以上であるし、輸入者との交渉で FTA 利用時の輸出価格を引き上げることにより、輸出者も EPA/FTA 効果を受け取ることが可能だ。
- ・ 日本企業としては、今後のグローバル戦略を考えるならば、日本からの輸出で EPA の活用を増やすことにより、ASEAN などへの輸出拡大やサプライチェーンの増強を図っていくことが不可欠である。特に、国際競争力がある中堅・中小企業の輸出促進が望まれる。

はじめに

本稿では、日インドネシア EPA (JIEPA) や日タイ EPA (JTEPA) などの日本の 2 国間 EPA の関税削減効果を取り上げている。また、日本の中国からの輸入における一般特惠関税制度 (GSP) の関税削減効果を計算しており、2 国間 EPA と GSP の効果を比較することができる。

既に計測済みである ACFTA/AFTA などの第 3 国間 FTA の関税削減効果と、本稿で展開している日本の 2 国間 EPA/GSP の関税削減効果とを比較考量することにより、日本企業の東アジアなどにおける EPA/FTA 戦略において、より効果的な判断につながれば幸いである。

1. 日本と中国・インドネシア・タイとの貿易における平均関税率

(1) ACFTA 税率よりも低い日本の輸入における FTA 税率

本節では、日インドネシア EPA (JIEPA) と日タイ EPA (JTEPA) における品目平均の MFN 税率（通常支払う関税率）と FTA 税率 (EPA/FTA を利用した時の関税率) を取り上げる。また、MFN 税率から FTA 税率を差し引いた関税率差を求め（関税率差 = MFN 税率 - FTA 税率）、JIEPA と JTEPA を利用することにより、どれだけ関税削減効果が得られるかを計算している。

表 1 のように、日本のインドネシ

アとタイからの輸入において、加重平均による JIEPA と JTEPA を利用した時の全品目平均の MFN 税率は 0.9%と 2.0%であり、FTA 税率は 0.3%と 0.6%であった。中国・インドネシア・タイの ACFTA 利用時の FTA 税率（ACFTA 税率）は 1~3%の間にあり、日本の EPA を利用した輸入における FTA 税率よりも高い。

つまり、日本の輸入における EPA 利用時の FTA 税率は、自由化が進んでいる AFTA（ASEAN 自由貿易地域）の FTA 税率に近くなっており、関税の削減が進展していることが窺える。しかしながら、MFN 税率も低

いことから関税率差は低率で、その関税削減効果は関税率差が 2%台~7%に達する ACFTA/AFTA よりもかなり低くなっている。

表 1 の関税率差が示すように、日本がインドネシアから輸入した時に、JIEPA を活用すれば、全品目平均で 0.7%の関税率を削減することができる。また、日本のタイからの輸入では、JTEPA を利用すれば 1.3%の関税率を節約できる。すなわち、日本がタイからある品目を 100 万円輸入した場合、JTEPA を利用すれば、平均すると 1.3 万円の関税を削減することが可能だ。

表 1 日本の中国、インドネシア、タイからの輸入の平均関税率
(2014 年、加重平均)

		輸入側		
		日本		
		MFN税率	FTA税率	関税率差
輸出側	中国（GSP適用）	2.6%	2.4%	0.2%
	インドネシア	0.9%	0.3%	0.7%
	タイ	2.0%	0.6%	1.3%

(注) MFN 税率は通常の輸入で支払う関税率、FTA 税率は EPA/FTA を活用した時の関税率、関税率差は MFN 税率から FTA 税率を差し引いたもの。GSP（一般特惠関税制度）は、開発途上国から輸入される品目に対し、一般の関税率よりも低い税率（特惠税率）を適用する制度である。インドネシアの関税率差が 0.6%（0.9% - 0.3%）でなく 0.7%であるのはラウンディングのため。

(資料) 各国関税率表、各国 TRS 表（Tariff Reduction Schedule）、Global Trade Atlas（GTA）GTI より作成（注記のない限り、本稿の以下の貿易データの表、同様）

これに対して、日本の中国からの輸入では、中国に対する GSP を活用すれば、MFN 税率が 2.6% のところを GSP 税率は 2.4% までしか下がらず、品目平均で 0.2% の関税削減効果しか得ることができない。JIEPA や JTEPA と違い、日本の中国からの輸入における GSP の関税削減効果は全品目ベースでは薄まってしまう。この結果、日本のある企業が中国からある品目を 100 万円輸入する場合、GSP を使うことによる関税削減効果は全品目平均で 0.2 万円しかないということになる。

(2) 関税率差が大きいインドネシア・タイの日本からの輸入

表 2 は、表 1 とは貿易の流れが逆の方向である「インドネシアとタイが日

本から輸入する場合（日本から見ればインドネシア・タイへの輸出）」の平均関税率を計測したものである。

表 2 によれば、インドネシアの日本からの輸入の MFN 税率は 6.2%、FTA 税率は 2.0% であったので、インドネシアの日本からの輸入における JIEPA の関税率差（関税削減効果）は 4.2% であった。同様に、タイの日本からの輸入の MFN 税率は 8.5%、FTA 税率は 2.5% であったので、関税率差は 6.0% に達している。

したがって、表 2 の「インドネシアとタイの日本からの輸入における関税率差（FTA 効果）」は、逆の貿易の流れである表 1 の「日本のインドネシアとタイからの輸入の場合」よりもかなり大きいということが明らかになった。

表 2 インドネシア、タイの日本からの輸入の平均関税率 (2014 年、加重平均)

		輸入側					
		インドネシア			タイ		
		MFN 税率	FTA 税率	関税率差	MFN 税率	FTA 税率	関税率差
輸出側	日本	6.2%	2.0%	4.2%	8.5%	2.5%	6.0%

表2の2014年のタイにおける日本からの輸入での EPA 効果が高い理由の1つとして、JTEPA における自動車部品の段階的な関税自由化の促進が挙げられる。JTEPA を利用したタイの日本からの輸入において、2012年4月にギアボックス、クラッチ、シートベルトなどの自動車部品115品目、2014年4月にはエンジン・同部品などの31品目の計146品目の輸入関税が撤廃された。

JTEPA の下でのこれらの品目の関税撤廃は「AFTA 完了が条件」とされていたものだ。ただし、通常の品目と異なり、原産地証明書 (C/O) を輸入時に提示するだけでは特惠関税を享受できず、一定の条件をクリアしなければならない。すなわち、対象品目は「自動車組み立て製造に使用される部品」に限られ、かつ輸入者は自動車製造会社もしくは自動車部品製造会社に限定されている。こうした条件の適否を巡って、現場においては、日本企業とタイ税関との間で、食い違いが発生しているようである。

表2の分析結果は、このタイの自動車部品における関税撤廃が全面的

に実施されたという前提で計測されている。したがって、もしも税関で関税撤廃の条件に満たないと判断されたケースが多い場合は、表2や以下の表4、表5などでタイの効果分析はその分だけ割り引いて考えなければならない。

2014年のACFTAの関税削減効果は中国で2%台、インドネシア、タイでは4%台である。したがって、「ACFTAの効果」の方が表1における「日本のインドネシアとタイからの輸入における JIEPA/JTEPA の効果」よりも倍以上も高いことになる。ましてや、「日本の中国からの輸入における GSP の効果」と比較すると、「ACFTA 効果」は10倍以上の効果を持っていることになる。

ところが、表2における「インドネシアの日本からの輸入における JIEPA の関税削減効果（日本から見ればインドネシアへの輸出の効果）」は「ACFTA の効果」と同じ大きさであるし、「タイの日本からの輸入における JTEPA 利用の関税削減効果」はむしろ「ACFTA の効果」を上回っている。つまり、「インドネシア・タイが日本から輸入する場合の FTA 効

果」は「ACFTA 効果」と同等かそれ以上の大きさを持っている。

しかしながら、この「インドネシア・タイが日本から輸入する場合（日本から見ればインドネシア・タイへの輸出の場合）」の関税削減効果が高いにもかかわらず、日本企業の FTA 利用率はむしろ逆方向である「日本がインドネシア・タイから輸入する場合」の方が高い。これは、日本が輸入側である方が、EPA の関税削減効果は日本企業の直接的なメリットに結び付くためである。

これに対して、日本が輸出側である場合は、直接の EPA/FTA 効果は輸入相手企業に属することになる。このため、例え「インドネシア・タイの日本からの輸入（日本から見ればインドネシア・タイへの輸出）」の方が EPA の関税削減効果が高くても、EPA の利用率ではむしろ「日本のインドネシア、タイからの輸入」の場合の方が高くなるのである。

いかにして日本から輸出する場合の EPA の利用率を高めるかであるが、日本の親企業から海外の子会社への輸出（親子間貿易）の総輸出に占める比率は半分以上であるし、

ACFTA を使って貿易する場合は、輸出側は輸出価格を引き上げているようだ。

つまり、親子間貿易を利用して EPA/FTA 活用のメリットを最終的には親企業（輸出側）に利益を還元するだけでなく、EPA を使った時の輸出価格を引き上げることにより、日本の輸出企業も EPA/FTA 効果をより多く受け取ることが可能だ。

日本企業としては、今後のグローバル戦略を考えるならば、日本からの輸出で EPA の活用を増やすことにより、ASEAN などへの輸出拡大やサプライチェーンの増強を図っていくことが不可欠である。特に、国際競争力がある中堅・中小企業の輸出促進が望まれる。

(3) 日本の EPA における業種別の平均関税率

表 3 のように、日本の輸入において、通常支払う関税率（MFN 税率）を業種別に見てみると、農水産品、食料品・アルコール、皮革・毛皮・ハンドバッグ等、繊維製品・履物の分野で高いことが読み取れる。

しかし、MFN 税率が高い場合でも、

日本がインドネシアから輸入する時に JIEPA を利用すれば、繊維製品 (MFN 税率 7.9%→FTA 税率 0.6%) や皮革・毛皮製品 (8.7%→3.0%)、化学工業品 (3.5%→0.4%) で関税をかなり引き下げることが可能だ。また、JTEPA を活用した場合は、タイからの輸入で食料品・アルコール (6.7%→3.4%)、皮革・毛皮製品 (9.4%→0.9%)、繊維製品・履物 (6.8%→0.8%) における関税を大き

く削減できる。

これに対して、日本の中国からの輸入で GSP を利用した場合の関税削減効果が高い業種は、化学工業品とプラスチック・ゴム製品である。しかし、この2業種の関税率差(MFN 税率-FTA 税率) は化学工業品でも 1.8%にすぎなく、プラスチック・ゴム製品では 1%であり、いずれも JIEPA/JTEPA の場合よりも関税削減効果は低い。

表3 日本の中国、インドネシア、タイからの輸入の業種別平均関税率 (2014年、加重平均)

		輸出側					
		中国		インドネシア		タイ	
		MFN税率	FTA税率 (GSP適用)	MFN税率	FTA税率	MFN税率	FTA税率
輸入側 ：日本	農水産品	5.3%	5.2%	2.0%	1.0%	3.0%	0.7%
	食料品・アルコール	9.9%	9.6%	6.3%	4.8%	6.7%	3.4%
	鉱物性燃料	0.7%	0.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	化学工業品	2.3%	0.5%	3.5%	0.4%	2.4%	1.2%
	プラスチック・ゴム製品	3.5%	2.5%	1.0%	0.0%	2.0%	0.0%
	皮革・毛皮・ハンドバッグ等	8.5%	8.5%	8.7%	3.0%	9.4%	0.9%
	木材・パルプ	2.0%	1.9%	3.4%	2.7%	0.5%	0.1%
	繊維製品・履物	8.5%	8.3%	7.9%	0.6%	6.8%	0.3%
	薬業・貴金属・鉄鋼・アルミニウム製品	0.9%	0.6%	0.2%	0.0%	1.0%	0.0%
	機械類・部品	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	電気機器・部品	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	輸送用機械・部品	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	光学機器・楽器	0.3%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	雑製品	1.2%	1.1%	0.4%	0.0%	1.3%	0.0%
	全体	2.6%	2.4%	0.9%	0.3%	2.0%	0.6%

(注) 日本の国別輸入額をウェイトにした加重平均であるため、同一業種における国別の MFN 税率が異なる。

表4 インドネシア、タイの日本からの輸入の業種別平均関税率
(2014年、加重平均)

		輸入側			
		インドネシア		タイ	
		MFN税率	FTA税率	MFN税率	FTA税率
輸出側 ：日本	農水産品	4.7%	0.8%	7.9%	2.2%
	食料品・アルコール	6.2%	1.3%	20.2%	7.5%
	鉱物性燃料	0.7%	0.4%	7.4%	0.0%
	化学工業品	3.9%	0.1%	4.6%	0.6%
	プラスチック・ゴム製品	8.3%	2.0%	6.4%	4.6%
	皮革・毛皮・ハンドバッグ等	8.0%	0.2%	7.1%	0.0%
	木材・パルプ	4.5%	0.1%	4.2%	0.0%
	繊維製品・履物	6.6%	0.0%	8.3%	0.0%
	窯業・貴金属・鉄鋼・アルミニウム製品	6.2%	5.0%	5.2%	4.0%
	機械類・部品	4.1%	0.1%	5.8%	0.3%
	電気機器・部品	3.4%	0.2%	5.2%	0.1%
	輸送用機械・部品	14.2%	4.5%	26.2%	6.6%
	光学機器・楽器	4.5%	0.1%	5.5%	0.0%
	雑製品	10.5%	3.0%	12.2%	1.0%
	全体	6.2%	2.0%	8.5%	2.5%

一方、表4のようにインドネシアとタイの日本からの輸入（日本から見ればインドネシア・タイへの輸出）の業種別平均関税率を見てみると、表3と比べて全体的にMFN税率が高く、10%を超える業種も見られる。インドネシアの日本からの輸入でMFN税率が10%を超える業種は輸送用機械・部品と雑製品、タイの日本からの輸入では食料品・アルコールと輸送用機械・部品、雑製品であった。

インドネシアの日本からの輸入において関税率差(MFN税率-FTA税率)が5%を超える業種は食料品・

アルコール、プラスチック・ゴム製品、皮革・毛皮製品、繊維製品・履物、輸送用機械・部品、雑製品の6分野である。

タイの日本からの輸入では、関税率差が5%以上の業種は、農水産品、鉱物性燃料、皮革・毛皮製品、繊維製品・履物、光学機器・楽器の5分野である。さらに、10%を超えるのは、食料品・アルコール、輸送用機械・部品、雑製品の3分野であり、特にEPA利用による関税削減効果が高い。

(4) 代表的な 50 品目における平均関税率

表 5 は、「EPA を利用した時のインドネシア・タイの日本からの輸入（日本から見ればインドネシア・タイへの輸出）」における代表的な 50 品目の平均関税率をまとめたものである。

インドネシアの日本からの輸入で 5%以上の関税率差がある品目は、りんご、緑茶、感光性の写真用プレート等、エチレンの重合体、プラスチック製のその他の板、ブルドーザー・地ならし機等、マシニングセンター、絶縁テープ巻きつけ機等、金属鑄造用鑄型枠等、電動機及び発電機、電気制御用または配電用のパネル等、貨物自動車、自動車の部分品、写真機等、測定用・検査用機器、等の 15 品目であった。10%以上の関税率差がある品目は、T シャツ、カラーTV、乗用自動車の 3 品目であった。

これに対して、タイの日本からの輸入においては、5%以上の関税率差がある品目は、感光性の写真用プレート等、ブルドーザー・地ならし機等、印刷機及び部分品、射出成形機、金属鑄造用鑄型枠等、電動機及び発

電機、電気回路用の機器・光ファイバー用の接続子等、乗用自動車、照明船・消防船・クレーン船、写真機等、などの 10 品目であった。

10%以上の関税率差がある品目としては、牛肉（冷凍のもの）、牛肉（冷蔵のもの）、ミルク及びクリーム（甘味料を加えたもの）、バターミルク・ヨーグルト、殻つき鳥卵、トマト、かぼちゃ、メロン、りんご、梨、イチゴ、コーヒー牛乳等の甘味飲料、清酒・りんご酒等、T シャツ、手工具・加工機械用の互換性工具、カラーTV、電気制御用または配電用のパネル等、貨物自動車、自動車の部分品、らの 19 品目にも上った。

タイの日本からの輸入では、牛肉、バターミルク、卵、トマト、かぼちゃ、メロン、イチゴなどの農産物の品目で関税率差が 30%~50%に達している。清酒では 60%、T シャツでは 30%、自動車の部品で 20%以上、貨物自動車で 17%、等の高い関税率差が見られる。タイの日本からの輸入では、これらの品目の関税削減効果は圧倒的な大きさを持っており、この EPA の関税削減メリットをできるだけ享受できるような輸出戦略

表5 インドネシア、タイの日本からの輸入の代表品目別平均関税率
(2014年、加重平均)

			輸入側			
			インドネシア		タイ	
			MFN税率	FTA税率	MFN税率	FTA税率
1	0201	牛肉（冷蔵のもの）	--	--	50.0%	0.0%
2	0202	牛肉（冷蔵のもの）	--	--	50.0%	0.0%
3	0401	ミルク及びクリーム（甘味料を加えないもの）	--	--	41.0%	41.0%
4	0402	ミルク及びクリーム（甘味料を加えたもの）	5.0%	5.0%	27.6%	2.7%
5	0403	バターミルク、ヨーグルト等	10.0%	10.0%	30.0%	0.0%
6	0407	殻付きの鳥卵	--	--	27.0%	3.0%
7	0701	ばれいしょ	--	--	--	--
8	0702	トマト	--	--	40.0%	0.0%
9	0703.10	たまねぎ、シャロット	--	--	--	--
10	0709.93	かぼちゃ	--	--	40.0%	0.0%
11	0807.19	メロン	--	--	40.0%	0.0%
12	0808.10	りんご	5.0%	0.0%	10.0%	0.0%
13	0808.30	梨	--	--	30.0%	0.0%
14	0810.10	イチゴ	--	--	40.0%	0.0%
15	0902.10	緑茶	5.0%	0.0%	90.0%	90.0%
16	1006	米	--	--	52.0%	52.0%
17	2202.90	コーヒー牛乳等の甘味飲料	5.0%	3.6%	67.5%	37.4%
18	2206.00	清酒、りんご酒、梨酒などの発酵酒	--	--	60.0%	0.0%
19	3701	感光性の写真用プレート等	5.0%	0.0%	5.5%	0.0%
20	3702	感光性のロール状写真用フィルム等	3.7%	0.0%	0.0%	0.0%
21	3901	エチレンの重合体	8.2%	1.3%	5.0%	5.5%
22	3919	プラスチック製の板・シート（平らな形状で接着性があるもの）	7.0%	2.3%	5.0%	8.2%
23	3920	プラスチック製のその他の板・シート	11.5%	6.2%	5.0%	7.0%
24	6109	Tシャツなどの肌着	15.0%	0.0%	30.0%	0.0%
25	7108.12	金（貨幣用以外で粉状でないもの）	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
26	7208	鉄、非合金鋼のフラットロール製品	5.0%	5.0%	4.3%	4.2%
27	7318	鉄鋼製のねじ、ボルト、ナット等	12.5%	12.7%	10.0%	15.0%
28	8207	手工具用又は加工機械用の互換性工具	0.0%	0.0%	10.0%	0.0%
29	8429	フルードザー、地ならし機、ショベルローダー等	10.0%	0.4%	5.0%	0.0%
30	8443	印刷機及び部分品	3.5%	0.0%	7.3%	0.0%
31	8457.10	マシニングセンター	5.0%	0.0%	0.0%	0.0%
32	8477.10	射出成形機	0.0%	0.0%	5.0%	0.0%
33	8479.89	絶縁テープ巻付け機等	9.1%	0.0%	1.0%	0.0%
34	8480	金属鑄造用鑄型枠等	5.0%	0.0%	5.0%	0.0%
35	8501	電動機及び発電機	6.7%	0.0%	9.2%	0.0%
36	8517	電話機及びその他の機器	4.3%	0.0%	0.0%	0.0%
37	8523	ディスク、テープ、揮発性半導体記憶装置等	1.7%	0.0%	5.3%	0.6%
38	8525.80	テレビジョンカメラ、デジタルカメラ等	1.9%	0.3%	0.5%	0.0%
39	8528.72	カラーテレビ	10.0%	0.0%	20.0%	0.0%
40	8536	電気回路用の機器、光ファイバー用の接続子等	2.7%	0.0%	9.7%	0.2%
41	8537.10	電気制御用又は配電用のパネル等	5.0%	0.0%	10.0%	0.0%
42	8541	ダイオード、トランジスター等	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
43	8542	集積回路	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%
44	8703	乗用自動車	28.1%	12.7%	79.8%	74.8%
45	8704	貨物自動車	7.5%	1.2%	38.0%	21.0%
46	8708	自動車の部分品、付属品	10.0%	1.8%	23.0%	0.5%
47	8905.90	照明船、消防船、クレーン船などの船舶	--	--	5.0%	0.0%
48	9006	写真機、写真用のせん光器具	5.2%	0.0%	5.0%	0.0%
49	9018	医療用又は獣医用の機器	4.8%	0.0%	1.6%	0.0%
50	9031.80	測定用又は検査用の機器	5.0%	0.0%	0.0%	0.0%

輸出側
：日本

が日本企業には求められる。

また、表 5 とは逆の方向である日本の中国、インドネシア、タイからの輸入において EPA や GSP を利用した時の代表的な 50 品目の MFN 税率と FTA 税率を見てみると、多くの MFN 税率と FTA 税率は 0% で、関税率差も 0% となるケースが多い。

日本の中国からの輸入で GSP を利用した時の関税率差が 2.5% 以上ある代表的な品目は、エチレンの重合体、プラスチックの板など（平らで接着性のあるもの）、プラスチック製のその他の板、鉄鋼製のネジ・ボルトの 4 品目であった。

日本のインドネシアからの輸入で JIEPA を利用した時の関税率差が 2.5% 以上ある代表的な品目は、中国の GSP 利用の場合の品目に T シャツ（関税率差 9.1%）が加わった 5 品目であった。JTEPA の場合は、JIEPA の品目にさらにたまねぎ・シャロット、コーヒー牛乳等の甘味飲料（9.7%）が入った 7 品目となる。

2. 日本と中国・インドネシア・タイとの貿易における関税削減効果

(1) 低い日本の ASEAN からの輸入における EPA 効果

本節では、前節における平均関税率の分析を一步進めて、日本の EPA を利用することにより実際にどれくらいの関税額を削減できるのか（関税削減額）、その輸入額に対する割合はどのくらいなのか（関税削減率）を計算している。つまり、日インドネシア EPA（JIEPA）と日タイ EPA（JTEPA）の FTA 効果とともに、日本の中国からの輸入における特惠関税制度（GSP）の効果を、関税削減額と関税削減率という観点から分析している。

本節における関税削減額は、日本の輸入額に MFN 税率と FTA 税率を乗じると、それぞれ MFN 税額と FTA 税額になるので、その差分を求めることにより計算している {関税削減額 = MFN 税額（輸入額 × MFN 税率） - FTA 税額（輸入額 × FTA 税率）}。関税削減額は、別の言い方をすると、日本の EPA/GSP の関税削減効果に

よりどれだけ輸入額を節約できたかを表している。

関税削減率は、例えば ACFTA における乗用車の関税率差（MFN 税率－ACFTA 税率）に輸入額を乗じた分だ

け節約できた関税削減額が乗用車の輸入額全体の何%であるか、を求めたものである。つまり、関税削減率が大きければ大きいほど、乗用車の関税削減効果が高いことを示している。

表 6 日本の中国、インドネシア、タイからの輸入の関税削減額及び関税削減率

		輸入側		
		日本		
		輸入額	関税削減額	関税削減率
輸出側	(単位:USドル)			
	中国	179,258,584,094	306,824,837	0.2%
	インドネシア	28,529,279,554	187,863,473	0.7%
	タイ	21,599,716,868	289,990,925	1.3%

(注 1) 日本の中国、インドネシア、タイからの輸入額は 2013 年の実績。

(注 2) 日本のインドネシア・タイからの輸入においては、JIEPA/JTEPA 利用時の関税削減額、日本の中国からの輸入では GSP を利用した時の関税削減額を算出。関税削減額を輸入額で割って、関税削減率を計算。

(注 3) 品目毎の関税削減額は、(MFN 税額－EPA 税額)なので、これは(輸入額×MFN 税率－輸入額×EPA 税率)、さらに(輸入額(MFN 税率－EPA 税率))となる。つまり、関税削減額は輸入額に関税率差をかけることによって得られる。この場合、本分析では、輸入額は 2013 年、関税率差は 2014 年の実績で求めている。

(注 4) 国全体の関税削減額は、品目毎の削減額(MFN 税額－JIEPA/JTEPA/GSP 税額)を積み上げて算出した。ある品目の削減額がマイナスの場合、その品目の削減額は 0 としている。したがって、通常は同じ値である前節における関税率差と本節での関税削減率は、MFN 税率と JIEPA/JTEPA 税率とが逆転している場合は、一致しない。

表 6 は日本の中国、インドネシア、タイからの輸入における関税削減額と関税削減率をまとめたものである。2013 年の日本の中国からの輸入額は 1,793 億ドルで、中国からの輸入で GSP を活用した時の日本の関税削減額は 3.1 億ドルとなり、関税削減率は 0.2% (3.1 億ドル / 1,793 億ドル) であった。

同様に日本のインドネシアからの輸入において、JIEPA の利用による関税削減額は 1.9 億ドルで関税削減率は 0.7%、タイにおいては 2.9 億ドルで 1.3% であった。

つまり、日本の中国からの輸入における GSP の関税削減額が最も大きく、次いで JTEPA、JIEPA の順となる。これは、日本の中国からの輸入額は、日本のインドネシアからの輸入額の 6 倍、日本のタイからの輸入額の 8 倍以上もあるため、結果として関税削減額では中国の金額が最も大きくなるのである。

しかしながら、表 6 のように、関税の削減効果である関税削減率では、日本のタイからの輸入で JTEPA を利用した場合が最も大きく、次いで JIEPA であった。日本の中国からの

輸入における GSP の関税削減率は JIEPA と JTEPA よりも低く、3 つの EPA/GSP のの中では最も効果が小さかった。

本稿においては、EPA の関税削減額は、EPA を利用できる全ての品目に適用することを前提に算出されている。実際の JTEPA の利用率は貿易の実績のある企業で、輸入においては 42%、輸出では 29% ぐらいであるから、この関税削減額は大きめに出ている。

(2) AFTA に近づくタイの日本からの輸入における EPA 効果

表 7 は、表 6 と逆方向になるインドネシアとタイの日本からの輸入において、EPA を利用した場合の関税削減額と関税削減率を求めたものである。

2013 年のインドネシアの日本からの輸入額は 180 億ドルであった。表 7 のように、インドネシアの日本からの輸入で JIEPA を利用した時の関税削減額は 7.6 億ドル、関税削減率は 4.3% であった。同様に、タイの日本からの輸入額は 410 億ドルで、JTEPA の利用による関税削減額は 25.9 億ド

輸入よりも輸出で効果が高い日本の EPA

ル、関税削減率は 6.3%であった。

すなわち、表 7 の「インドネシアとタイの日本からの輸入」における JIEPA/JTEPA の関税削減額と関税削減率は、いずれも逆方向である表 6 の「日本のインドネシアとタイからの輸入の場合」よりもかなり大きいということになる。日本の 2 国間 EPA の関税削減効果だけを考えると、「日本の ASEAN からの輸入」よりも「ASEAN の日本からの輸入」の方が、より大きなメリットを得られることは明らかである。

また、2014 年におけるインドネシアの ACFTA を利用した時の関税削

減額は 13 億ドル、AFTA 利用では 22.5 億ドル、関税削減率はそれぞれ 4.3%、4.2%であった。

インドネシアが ACFTA/AFTA を利用した時と JIEPA (7.6 億ドル) を利用した時の関税削減額を比較すると、ACFTA/AFTA の方が大きい。これは、インドネシアの ASEAN からの輸入額は 500 億ドルを超えるし、中国からの輸入は 300 億ドル近いため、日本からの輸入額 (180 億ドル) よりもかなり大きいためだ。しかし、関税削減効果を表す関税削減率では、JIEPA (4.3%) は AFTA よりは低いが ACFTA と同じ割合だ。

表 7 インドネシア、タイの日本からの輸入の関税削減額及び関税削減率

(単位: USドル)		輸入側					
		インドネシア			タイ		
		輸入額	関税削減額	関税削減率	輸入額	関税削減額	関税削減率
輸出側	日本	17,957,804,418	763,446,179	4.3%	41,001,277,259	2,589,958,623	6.3%

一方、タイの ACFTA を利用した時の関税削減額は20.4億ドル、AFTA 利用では25.3億ドル、関税削減率はそれぞれ5.4%に6.8%であった。タイの ACFTA/AFTA と JTEPA を利用した時の関税削減額を比較すると、JTEPA (25.9億ドル)は ACFTA/AFTA よりも大きい。また、関税削減率では JTEPA (6.3%) は ACFTA よりも高く AFTA よりも低いという結果になる。

つまり、表6の「日本のインドネシア・タイからの輸入」では、JIEPA/JTEPA を活用する場合の関税削減効果は ACFTA/AFTA よりもかなり低い。しかし、表7の「インドネシア・タイの日本から輸入（日本から見ればインドネシア・タイへの輸出）」では、JIEPA の効果は ACFTA と同等であり、AFTA よりもやや高い。また、JTEPA の効果は ACFTA よりも高く、AFTA よりも低いということが判明した。

このように、「インドネシア・タイの日本からの輸入」の FTA 効果が ACFTA/AFTA 並みに高いのであるから、インドネシアとタイでの JIEPA/JTEPA を利用した日本からの

輸入が ACFTA/AFTA 同様に拡大してもおかしくはない。しかしながら、実際の貿易統計で2005年以降の輸出入の伸びを見る限り、JIEPA/JTEPA の貿易を拡大する効果は ACFTA/AFTA よりも低く現れている。

インドネシア・タイの日本からの輸入の伸びが ACFTA/AFTA の域内貿易の伸びよりも低いのは、日本の ASEAN における現地生産の拡大の影響が大きい。さらに、日本企業の2国間 EPA の活用において、「日本のインドネシア・タイからの輸入」の場合よりも「インドネシア・タイの日本からの輸入（日本のインドネシア・タイへの輸出）」の場合の EPA 利用率が低いことも原因の1つである。

これは、前節でも述べているように、日本が輸出側である場合は、直接の EPA/FTA 効果は輸入相手企業に属することになるが、日本が輸入側であれば、EPA の関税削減効果は日本企業の直接的なメリットに結び付くためである。

輸入よりも輸出で効果が高い日本の EPA

(3) 業種別の日本の EPA/GSP 効果

業種別に日本の EPA/GSP の効果を見てみると、表 8 のように、日本の中国からの輸入に対する GSP の適用で、化学工業品の関税削減額は 1.4 億ドルに達し、全体の半分近いシェアを占めた。その関税削減率は 1.8% である。次いで、プラスチック・ゴム製品の関税削減率は 1.0%、食料品・アルコールは 0.3%、窯業・鉄鋼製品は 0.3% であった。

日本のインドネシアからの輸入で関税削減額が高いのは繊維製品・履物の 1.2 億ドルであり、関税削減率は 7.3% であった。皮革・ハンドバッグ製品の関税削減率は 5.6%、化学工業品は 3.0% と高かった。日本のタイからの輸入では、食料品・アルコールの関税削減額が 1.1 億ドルに達し、関税削減率は 3.3% であった。関税削減率では、皮革・ハンドバック等が 8.5%、繊維・履物が 6.5% と高かった。

表 8 日本の中国、インドネシア、タイからの輸入の業種別関税削減額及び関税削減率

(単位: USドル)	輸出側									
	中国			インドネシア			タイ			
	輸入額	関税削減額	関税削減率	輸入額	関税削減額	関税削減率	輸入額	関税削減額	関税削減率	
輸 入 側 : 日 本	農水産品	4,065,104,864	5,764,230	0.1%	987,881,478	10,161,641	1.0%	946,779,888	20,877,697	2.2%
	食料品・アルコール	5,635,553,295	15,470,289	0.3%	305,823,778	4,851,002	1.6%	3,200,835,542	105,984,521	3.3%
	鉱物性燃料	1,746,546,654	855,307	0.0%	16,444,443,593	566,096	0.0%	319,157,103	147,761	0.0%
	化学工業品	7,867,548,989	140,513,035	1.8%	510,618,914	15,448,192	3.0%	1,409,163,411	16,693,451	1.2%
	プラスチック・ゴム製品	5,942,035,114	58,198,429	1.0%	1,839,040,101	18,798,759	1.0%	2,556,134,029	51,009,082	2.0%
	皮革・毛皮・ハンドバッグ等	3,432,113,800	188,105	0.0%	36,807,237	2,075,647	5.6%	85,278,379	7,228,013	8.5%
	木材・パルプ	3,749,871,599	3,761,052	0.1%	1,638,960,079	11,407,844	0.7%	239,327,641	984,201	0.4%
	繊維製品・履物	33,961,089,467	44,800,371	0.1%	1,653,782,030	120,253,073	7.3%	885,691,660	58,001,288	6.5%
	窯業・貴金属・鉄鋼・アルミニウム製品	11,728,445,569	30,536,531	0.3%	1,919,567,379	2,983,139	0.2%	2,133,891,277	20,998,942	1.0%
	機械類・部品	31,436,952,745	0	0.0%	706,922,603	0	0.0%	3,470,146,173	0	0.0%
	電気機器・部品	48,578,487,925	2,063,920	0.0%	1,473,554,301	77,009	0.0%	3,630,749,222	126,388	0.0%
	輸送用機械・部品	4,182,332,415	0	0.0%	476,687,661	0	0.0%	1,402,313,839	0	0.0%
	光学機器・楽器	5,801,937,475	0	0.0%	225,044,911	0	0.0%	737,623,787	101,785	0.0%
	雑製品	11,130,564,183	4,673,569	0.0%	310,145,489	1,241,072	0.4%	582,624,917	7,837,795	1.3%
	全株	179,258,584,094	306,824,837	0.2%	28,529,279,554	187,863,473	0.7%	21,599,716,868	289,990,925	1.3%

表 8 とは逆の貿易の流れである表 9 のように、インドネシアの日本からの輸入で関税削減額が高かった業種は機械類・部品の 2.3 億ドルと輸送機械・部品の 2.2 億ドルであった。関税削減率は、それぞれ 4.0%と 9.7%であった。同時に、皮革・ハンドバッグ等、雑製品、プラスチック・

ゴム製品の関税削減率も高い。

タイの日本からの輸入で関税削減額が高いのは輸送機械・部品が圧倒的で、11.4 億ドルに達する。次いで機械類・部品が 5.2 億ドルであった。関税削減率では、輸送機械・部品、食料品・アルコール、雑製品がともに 10%を超える。

表 9 インドネシア、タイの日本からの輸入の業種別関税削減額及び関税削減率

(単位: USドル)		輸入側					
		インドネシア			タイ		
		輸入額	関税削減額	関税削減率	輸入額	関税削減額	関税削減率
輸出側 : 日本	農水産品	28,137,904	1,074,393	3.8%	248,080,588	14,074,104	5.7%
	食料品・アルコール	22,946,131	1,123,727	4.9%	71,960,261	10,627,553	14.8%
	鉱物性燃料	285,018,726	1,250,174	0.4%	171,282,074	12,696,232	7.4%
	化学工業品	1,165,221,567	44,466,443	3.8%	2,166,128,925	87,176,034	4.0%
	プラスチック・ゴム製品	1,444,404,233	91,910,905	6.4%	2,837,418,810	68,646,837	2.4%
	皮革・毛皮・ハンドバッグ等	2,096,606	165,019	7.9%	59,703,270	4,244,534	7.1%
	木材・バルブ	137,872,158	6,022,418	4.4%	336,653,924	14,183,336	4.2%
	繊維製品・履物	334,293,704	21,955,357	6.6%	386,083,040	31,783,305	8.2%
	窯業・貴金属・鉄鋼・アルミニウム製品	4,042,845,641	53,211,280	1.3%	10,841,881,421	213,712,012	2.0%
	機械類・部品	5,736,212,822	230,884,896	4.0%	9,270,530,672	517,694,441	5.6%
	電気機器・部品	1,843,201,360	57,972,496	3.1%	6,704,222,389	345,926,276	5.2%
	輸送用機械・部品	2,277,140,130	221,087,797	9.7%	5,799,964,753	1,139,902,900	19.7%
	光学機器・楽器	502,341,591	22,096,733	4.4%	1,881,523,796	104,032,955	5.5%
	雑製品	136,071,845	10,224,539	7.5%	225,843,336	25,258,104	11.2%
	全体	17,957,804,418	763,446,179	4.3%	41,001,277,259	2,589,958,623	6.3%